平成２９年度　芳賀町社会福祉協議会事業計画

**１．法人運営**

１）運営方針

近年、人口の減少、少子高齢化、核家族化が急激に進むとともに、人々のライフスタイル・価値観も多様化しています。そのため、家族構成としては高齢者のみの世帯が増加するなど、従来の集団的な家族形態が失われつつあり、地域においても、住民相互の強い絆が薄れ、社会的孤立や生活困窮、虐待などの問題が顕在化・深刻化しています。このような中で子どもから高齢者まで、また障がいの有無にかかわらず誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりや住民のつながり・支え合いなどの人づくりが最重要課題となっています。

本協議会では、地域福祉を推進する組織として、多様化、複雑化する地域のニーズに対し、関係機関等と連携を図りながら、平成２７年度に策定の「芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画(平成２７年度～３１年度)」の基本理念・基本目標を生かした各種事業の推進に取り組んでまいります。

平成２８年度に開設いたしましたボランティアセンターの更なる充実を図っていきます。ボランティア活動へのきっかけづくりや人材の育成、情報提供等のボランティアセンター機能の充実を図り、共に支え合う地域社会の実現をめざします。

将来を担う子どもたちへの福祉教育では、学校での授業の支援はもちろん、ボランティア体験を通じ地域への社会参加、福祉に対する理解を深めるとともに、若年層のボランティア養成に努めていきたいと思います。

　　　一方、介護サービス事業の充実としては、在宅での生活を支えるために、必要なサービスを必要なときに利用できる体制を整備し、質の高いサービスを提供していきます。

介護保険制度の改正に伴い、介護予防給付が平成２９年４月から、介護予防・日常生活支援総合事業に移行されるため、制度改正に対応しサービスが提供できるようにいたします。

２）会議開催予定

・理事会　６月・・・決算期

１２月・・・中間期

３月・・・予算期

他、新規・追加事業、又は補正を要す場合においては随時開催

・評議員会　６月・・・決算期

１２月・・・中間期

３月・・・予算期

他、新規・追加事業、又は補正を要す場合においては随時開催

・監事会・監査執行について

５月・・・決算期

**２．会費等依頼内容と時期**

１）社会福祉協議会会費

普通会費、個人会費、賛助会費・・・依頼時期　平成２９年５月

行政区を組織体とする普通会員の会費は、行政連絡員に協力依頼し通知配布・回覧・納入していただくほか、本協議会の趣旨に賛同する個人会員・賛助会員を募りながら、会員の拡大、募集に努めます。

企業・法人・事業所・商店等に向けても賛助会員としての加入促進を図っていきます。

２）日本赤十字会費

（平成２９年４月より社員→会員及び協力員、社費は会費に変更となります。）

日本赤十字社は国際救援活動・災害救援はもとより、救護要員・看護師等の人材養成、救急法等の各種講習会、更には献血推進運動、ボランティア研修会、赤十字病院における奉仕活動等幅広い活動援助を行っています。

会費の納入は、行政連絡員を通じて協力依頼するほか、他にも趣旨を理解していただく方々にも同様に依頼しています。集められた「会費」については、前記のような各種の救援・活動援助等に活用されます。

　　　　　　　　　　　　依頼時期・・・平成２９年５月

３）赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金

各種事業への助成、各施設・団体等への助成などに配分される赤い羽根共同募金と　　　　　　　　　歳末見舞金品・おせち料理などの配分に活用される歳末たすけあい募金を実施しています。

昨年に継続し、地域福祉事業を推進していくうえで団体や施設などに向け、新しい事業の創出やより良い事業を選択するための公募申請により、募金活用・使途の枠を広げていきます。

依頼時期・・・全国的には赤い羽根共同募金については１０月～３月、歳末たすけあい募金は１２月になりますが、２つの事業を一括して共同募金事業として捉え、芳賀町では１０月を募金運動期間としています。

また、イベントの際や街頭での募金にも輪を広げていますが、さらに事業所・企業等の参加・協力を呼びかけ、個人・法人を問わず募金活動の積極的な取り組みにより、福祉の推進・向上に寄与していきます。

**３．ボランティア活動の支援**

平成２８年度に開設いたしましたボランティアセンターの更なる充実を図っていきます。ボランティア活動へのきっかけづくりや人材の育成、情報提供等の発信拠点としてボランティアセンター機能の充実を図ります。

ボランティア相談、登録、情報発信などのボランティアコーディネートを実施し、ボランティア活動希望者が継続的に活動できるようフォローアップをいたします。

また、地域の団体や関係機関等との連携を深め、「活動する場」や「つながり」を作っていきます。

子どもたちへのボランティア活動の普及など福祉教育の推進を図るため、今年度新規事業として、夏休み等を活用したミニサマースクールの開催を考えております。

さらに、増加する災害に備え、災害があっても的確に対応できるよう人材確保を図るとともに、災害に関する講座を実施し、災害ボランティアセンターの基盤整備に積極的に取り組んでいきます。災害時においては芳賀町の災害対策本部と連携を密にして、的確・迅速な活動を行います。

「ふれあいふくしまつり」につきましては３年毎の開催でしたが、今年度からは町民祭との同時開催とし毎年実施していきます。ボランティアや関係団体の活動をPRし、ボランティアの発掘や育成、福祉に対する意識を高め、広く町民の方に呼びかける機会とします。

ボランティアセンターはが登録団体一覧及び個人登録状況（平成２９年３年１日現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 団体名 | 活動内容 | 登録数 |
| １ | 調理ボランティア | 高齢者向けのお弁当づくり、イベントでの食事づくり協力 | ２９ |
| ２ | 配食ボランティア | 調理ボランティアが手作りしたお弁当の配達 | ３９ |
| ３ | 運転ボランティア | 生きがいサロンの送迎及び病院の送迎 | １２ |
| ４ | お話し相手ボランティア | 個人宅及び福祉施設へ訪問しての傾聴活動 | １６ |
| ５ | 小物づくりボランティア（あじさいの会） | 布や毛糸などでバッグやエプロンなどを製作 | １１ |
| ６ | 芳賀町赤十字奉仕団 | 芳賀赤十字病院内でガーゼ切りなど看護師補助軽作業 | ６３ |
| ７ | 芳賀町民謡連合会 | 福祉施設等での演奏披露　 | １５ |
| ８ | 芳賀町更生保護女性会 | 更生保護に関する活動、地域のための福祉活動 | ６６ |
| ９ | コールひばり | 福祉施設等でコーラスなどの訪問活動 | １７ |
| １０ | 琴芳会 | 福祉施設等で大正琴の演奏披露 | ２９ |
| 合計 | ２９７ |

|  |  |
| --- | --- |
| 男性 | １０名 |
| 女性 | １４名 |
| 計 | ２４名 |

**４．福祉教育**

福祉教育は教育分野と社会福祉分野が重なり合い、子どもたちの学びの支援から、地域住民に対する生涯学習の視点まで幅広くとらえることができます。

本協議会としましては、子どもたちの福祉の学びを支援する取り組みと住民主体の地域福祉を進める視点から事業を展開していきます。

小中学校における「福祉教育」、大学・専門学校等の「実習指導」など、学校と連携を図りながら福祉教育の充実を図っていきたいと思います。また、今年度新規事業として、子どもたちへのボランティア活動の普及など福祉教育の推進を図るため、夏休み等を活用したミニサマースクールの開催を考えております。

地域福祉推進の視点からは、地域住民や諸団体の参加によって地域のさまざまな福祉（生活）課題の解決を図り、福祉のまちづくりを進めていくことが重要です。広報活動を通じて地域住民への福祉に関する情報提供や「福祉講座」などの学習機会の提供を進めていきたいと思います。

**５．生きがいサロン事業への送迎支援**

　町が行う生きがいサロンは、家に閉じこもりがちな高齢者又は要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、サロンへの通所活動によって意識・意欲を高揚させ、交流、親睦、健康維持と介護予防対策として取り組まれており、これらの事業の中で主に送迎部門で協力・援助をします。

送迎支援をする会場としては、

水橋サロン　（火曜日、９：００～１２：００　於：水橋公民館）

南高サロン　（水曜日、９：００～１２：００　於：生涯学習センター）

祖母井サロン（金曜日、９：００～１２：００　於：保健センター）

　車の手配・運転ボランティアの手配業務を受託し、サロンスタッフの協力も得ながら、利用者の移動手段を確保します。

**６．学童保育事業**

　この事業は、保護者が就業や疾病、その他やむを得ない事情により、授業の終了後または長期休業日に家庭保育が困難となる児童を、当該事業の中で各クラブ共、小学１～６年生を保育対象として実施しています。

受委託契約先の町こども育成課と緊密な連携をとりながら、指導員の人事管理を含み利用している学童を取り巻く中で、家族・学校・学童指導員が一体となり連携を図りながらクラブの適切な運営管理にあたります。

・学童保育実施時間

　　月～金曜日までの平日は、下校時～午後７：００

　　春、夏、冬休み、土曜日、休校日は、午前７：３０～午後７：００

・学童保育実施場所

なかよしクラブ　　於：町農業者トレーニングセンター

おひさまクラブ　　於：生涯学習センター

あおぞらクラブ　　於：芳賀南小学校

土曜保育は３クラブ全ての児童を対象に行いますが、実施場所についてはなかよしクラブにて合同で実施します。

一時的保育を利用する学童も増加傾向にあることからより一層保育体制の強化を図っていきます。きめ細やかな保育をするうえで、指導員の資質向上を目指し、適宜研修を行い、春・夏・冬休み期間においては短期雇用指導員を加えての保育になるため、指導員間の連携強化や主任支援員のリードのもとに、学童保育事業全体の適切な運営を図っていきます。

　今年度は主任支援員（リーダー）と支援員、発達障がい児支援担当指導員をそれぞれのクラブに各１名配置し、発達段階に応じた遊びや生活ができるよう、児童の自主性、社会性および創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等が図れるような学童保育運営を図っていきます。



**７．心配ごと相談所の開設**

　本相談所は地域のニーズ、困りごと、悩みごとについての身近な相談所として、特に高齢者などへの相談支援対策として、欠かせない位置付けになっています。また、調整・改善・解決を図るため専門機関などへのつなぎ役として重要な役目を果たしています。

無料法律相談の開催も今年度で３年目となります。予約制で年４回心配ごと相談所事業の中で実施しております。法律問題について弁護士が相談に応じ、問題解決に向けてのアドバイスをします。

通常相談は毎週火曜日、午後１：３０～午後４：００

第３火曜日は２名の心配ごと相談員と他に行政相談員・人権擁護委員各々１名ずつの計４名で常駐対応。

第１（法律相談日以外）、２、４、５火曜日については、心配ごと相談員３名で予約制での対応。

年４回 第１火曜日の心配ごと相談日を法律相談日とし弁護士１名と心配ごと相談員２名で予約制の対応となります。

**８．見守り活動支援事業**

高齢者世帯への見守りや、障がいのある人の自立生活に向け、誰もが住み慣れた地域で健康で、安全安心に生活が送れるよう、助け合い・支え合う活動の体制が求められます。

高齢者見守り支援事業といたしましては、町の取組みとして見守りネットワーク事業・大字みまわり隊・民生委員の活動などが挙げられますが、社会福祉協議会においても、配食サービスなどによる安否確認事業が定着しているところです。

これらの活動に向け、行政や関係機関などと連携して、地域住民を主役として地域に密着した福祉活動を行っていきます。

**９．各種団体への支援**

従前より以下の５団体に対し活動支援をしていますが、今年度についても各団体の要望を聞きながら、より積極的に支援をしていきます。

１）老人クラブ連合会への活動支援

・健康づくり

　　スポーツ大会、輪投げ大会、ペタンク大会、グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会

・生きがいづくり

　　芸能大会、作品展、ふれあい交流会

・クラブづくり

功労者表彰、会長役員等研修、加入促進活動

・会議の開催

・県老連への会議及び行事への参加

２）身体障害者福祉会への活動支援

・総会開催　　４月中旬開催

・理事会　　　９月中間報告、１２月経過報告、３月決算理事会

・スポーツ大会の実施

　　　町単位・・・スポーツ教室の開催（６月下旬予定）、ふれあい運動会への協力

　　　県単位・・・県障害者スポーツ大会（９月末）、コントロールアタック大会（３月）

・研修会関係

　　　県民ふくしのつどい

　　　栃木県身体障がい者福祉のつどい

・錬成会（宿泊訓練）、日帰り研修の充実

・事業開催時の介助支援

・会員加入の積極的な呼びかけ、訪問

３）知的障害者育成会（芳賀町手をつなぐ親の会）への活動支援

・日帰り研修会を８月と３月に開催し会員相互の親ぼく、交流を図る。

・役員会・総会時の支援

・スポーツ大会参加としては、町単独では会員の減少からも実施困難なため、県障がい者スポーツ大会などの参加により、健康維持・体力向上を目指しています。

更にはふれあい運動会にも出場し、ボランティアの支援を得ながら体力維持につなげています。

４）母子寡婦福祉会への活動支援

・会員研修会

・会員加入促進事業

・県ひとり親家庭福祉連合会への会議及び行事への参加

５）遺族会への活動支援

年間行事の中でも特に慰霊祭を毎年町が執行し、社会福祉協議会がそれらを協力する形で開催します。又、護国神社には毎年、靖国神社には隔年で参拝を実施しています。

・総　　会　４月

・県慰霊祭　４月　　　宇都宮市護国神社

・町慰霊祭１０月　　　町農業者トレーニングセンター（体育ホール）

・郡合同研修会　２月

・女性部・壮年部研修会　３月

・靖国神社参拝

・役員会は随時開催

**１０．権利擁護事業**

日常生活自立支援事業（あすてらす支援）

認知症や知的障がいなど何らかの障がいにより、判断能力が十分でない方を対象に、地域で安心して自立した生活が送れるよう、さまざまな相談に応じながら、金銭管理や書類等を預かるなどの支援活動を行います。

**１１．在宅福祉事業**

住み慣れた地域でだれもが安心して受けられるサービスを提供し、その人らしい豊かな生活が送れるよう、介護保険事業や介護予防・日常生活支援総合事業、障がい者福祉サービスなど各種サービスの充実を図ります。

１）居宅介護支援事業

介護保険の要介護認定を受けた要介護者が、居宅介護サービス等の適切な利用ができるよう、心身の状況、その置かれている環境、家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、関係機関との連絡調整、給付管理を行います。

２）介護予防支援事業（委託事業）

地域包括支援センターから委託を受けて、要支援者の介護予防サービス計画の作成をし、関係機関との連絡調整をし、可能な限り在宅において自立した生活を営めるよう支援します。

３）訪問介護・介護予防訪問介護事業

介護保険の要介護認定を受けた要支援者及び要介護者の居宅において、ホームヘルパーが食事・入浴・排泄等の身体介護や通院介助、料理・掃除・買い物などの生活援助を行います。

４）介護予防・生活支援サービス事業

本年度４月から町の指定を受け、サービス事業対象者の居宅において訪問介護相当サービス（身体介護+生活援助）や訪問型サービスA事業（買物、調理、清掃、洗濯などの生活援助のみ）を提供します。

５）障がい福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）

身体障がい者（児）・精神障がい者（児）の居宅において食事・入浴・排泄などの身体介護や通院介助、料理・掃除・買い物などの生活援助を行います。

６）相談支援事業

身体障がい者、精神障がい者の自立した生活を支えるために、相談支援専門員が専門的な観点からケアマネジメントを行い、サービス利用計画書等の作成事業者との連絡調整を行います。

７）「ふれあいサービス はが」の実施

社会福祉協議会では、高齢者や障がいを持つ方が居宅で安心して日常生活が送れるよう、公的介護サービス（介護保険・障害福祉サービス）の枠外でのサービス提供を平成２８年度から開始しました。公的介護サービスの枠外ですので全額自己負担となります。

対象者は概ね６５歳以上の高齢者及び障害者手帳所持者の方になります。サービスの提供地域は芳賀町全域を対象とします。

**１２．福祉車輌・福祉用具貸出事業**

１）福祉車輌の貸出

芳賀町に在住する歩行困難な方に車椅子、ストレッチャー対応の福祉車輌を貸出し、外出する機会を増やすことにより、生活の質の向上を図ります。

利用料は無料ですが、運転は利用者の家族等での対応となります。

２）福祉用具の貸出

寄付していただいた福祉用具を消毒・点検のうえ無料で貸し出します。

車椅子や介護用電動ベッド、エアーマットなどを介護保険等に該当しない方や傷病などによる一時的な利用、旅行など外出の際に貸し出します。

**１３．福祉有償運送サービス**

介護保険事業、障がい福祉サービス利用者の通院等の外出時に、有償で送迎します。

　　　利用者宅発から着まで　　５㎞まで４００円、以下１㎞毎に３０円加算

　　　運転手…福祉有償運送の講習を受けた資格者（運転ボランティア・介護職員等）

**１４．広報・啓発活動等**

・「ふくしだより」の発行回数を年３回から４回に、ボランティア情報誌「ボランティアセンターはが」の発行回数を年２回から３回にし、事業の周知やＰＲに努めます。

・出前講座・・・地域に出向き、日頃社協会費・共同募金・日赤会費などご協力をいただいていることへのご報告・御礼とそれらの使い道、更には社会福祉協議会の位置づけ、組織、取組みなど各種の事業についての案内・紹介をさせていただきます。

・ホームページの更新を適宜に行いながら、サービスの向上につなげていきます。

**１５．その他**

１）地域包括支援センター職員派遣と事業の協働

地域包括支援センター（町高齢者支援課内）の従事者として、介護予防ケアプラン作成業務・居宅介護支援事業所の介護支援専門員の支援役としての主任介護支援専門員１名、介護支援専門員１名、総合相談支援業務・権利擁護事業を担当する社会福祉士１名の、併せて３名を派遣します。

地域包括支援センターでは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で普通の暮らしが送れるよう、様々な予防対策を講じ各種の支援をしています。町で実施している見守りネットワーク事業と連携を図るとともに、地域の共助意識を高めるため、社会福祉協議会の特性を生かしつつ地域の中での情報交換・連携を図りながら介護などの予防支援、その他の相談支援などを実施していきます。

２）研修会への参加

　　　職員研修を初めとして、役員研修、心配ごと相談研修、ボランティア研修、介護保険事業研修、各種団体研修会など年間をとおし、幅広く受講する機会があります。町・県・県社会福祉協議会主催などによる開催、更には県外研修会など様々な分野の研修会があり、それぞれの立場・分野で専門性と知識を高めるため積極的に参加し日常の事務・事業などに活かしていきます。